

## 議案第13号

### 損害賠償の額の変更について

令和7年第1回市議会定例会の議決を経て決定した損害賠償の額を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月21日提出

白井市長 笠井 喜久雄

### 提案理由

本案は、戸籍電算システム機器の賃貸借契約の変更に伴う損害賠償の額を変更したいので、議会の議決を求めるものです。

## 1 相手方

千葉県柏市若柴字入谷津1番195  
株式会社ディー・エス・ケイ  
代表取締役社長 今井 信幸

## 2 概要

地方公共団体情報システムの標準化によるクラウド環境への移行に伴い賃貸借期間を変更する戸籍電算システムの一部機器について、クラウド環境への移行時期の変更に伴い、当該機器の賃貸借期間を変更することから、損害賠償の額を変更するもの。

## 3 損害賠償の額

当初決定額	2, 209, 900円
変更決定額	1, 894, 200円
変更による減額	315, 700円

## 議案第13号資料

### 戸籍電算システム機器賃貸借契約の変更概要

#### 1 契約を変更する主な物品

戸籍電算システムサーバ 2台

ディスプレイ 1台

高機能無停電電源装置 2台

オペレーションソフト 3種類

マウス 1台

電源ケーブル 6本

#### 2 全体契約期間

令和4年2月1日から令和9年1月31日まで

#### 3 契約を変更する物品の終期

(1) 前回予定していた終期

令和7年11月30日まで

(2) 今回予定している終期

令和8年1月31日まで